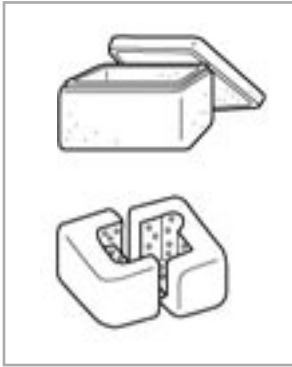


●発砲スチロールはまとめて指定袋に入れてください

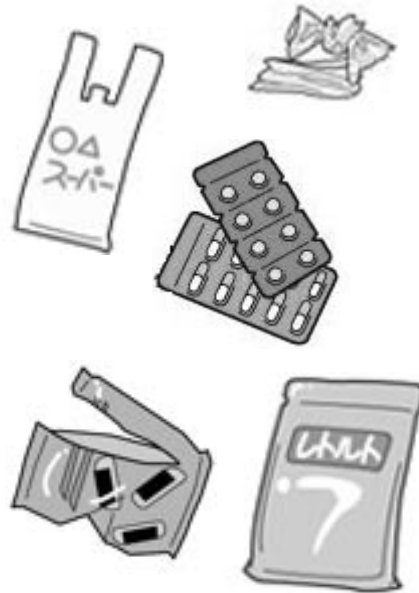
家庭から出る緩衝材などの発砲スチロールは、単体でリサイクルするため発砲スチロールだけをまとめて指定袋に入れてその他のプラスチックの収集日に出してください。



●容器包装プラスチックとして収集しないもの



マークがついていても豆腐や玉子のパックよりもやわらかいスープの小袋、菓子袋、ビニール袋、ラップ、ラベル類などは焼却施設で燃料として利用しますので可燃ごみに出してください。



●容器包装プラスチックとして収集するもの



マークのついているもので、食品や商品の容器または包装類で豆腐や玉子のパックより厚みのあるものが対象になります。

※トレイ類・シャンプーや洗剤の容器類  
カップ類・チューブ類



詳しくは家庭ごみ分別の手引きをご覧ください。

※悪い例

- ・水洗いされていない汚れたままの食品容器
- ・中身の入っている食品や洗剤などの容器
- ・危険物（カミソリ、釘、百円ライターなど）
- ・二重袋（レジ袋等に入れて指定袋に入れること）

## 事業所から出るごみは自ら処理する責任があります

会社、飲食店、ホテル（旅館）、商店など事業活動に伴って生じた事業系ごみは、法律により事業者の責任と負担によって処理することが義務付けられていますので、町のゴミステーションに出すことはできません。

※注意してください。

事業系ごみを町のステーションに出すことは違法行為になります。仮に事業系ごみと思われるものがステーションに出されていた場合は、町では収集できませんので出された方は持ち帰って専門業者に処理を依頼してください。

①事業系可燃ごみ（事業所から出る紙くず、梱包に使用した木くずやダンボール、飲食店から出る残飯や厨芥類など）は、自ら町の焼却施設（清掃センター）に有料で搬入するか町の収集許可業者に依頼してください。

②事業系不燃ごみ【廃プラスチック類（ト口箱、発砲スチロール箱、塩ビパイプ、苗木床など）金属くず、建築廃材など】は産業廃棄物になりますので山口県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。

■問い合わせ

○家庭ごみの出し方に関すること

生活衛生課 ☎0820(79) 1010

○家庭ごみの処理に関すること

環境施設課 ☎0820(79) 1012

○事業系ごみ（産業廃棄物）の処理や業者について

柳井環境保健所 生活環境課

☎0820(22) 3631